



もう、ひとりで悩まないで相談してください。
女性の悩み電話相談

DV相談窓口
パートナーシップさいたま
(さいたま市男女共同参画推進センター)
☎048-643-5813

10:00~20:00(月~金曜日)、10:00~16:00(土・日・祝日)
※第4日曜日、年末年始を除く

A 「配偶者(事実婚・元配偶者含む)からの暴力」とともに、交際相手からの暴力についても対象としています。計画名称も、「配偶者からの…」ではなく、「配偶者等からの…」としています。

Q 計画の推進は?

A 計画の推進にあたっては、民間行政などの関係機関で構成する「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を設置し、女性の人権擁護の観点より、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討していきます。

Q 加害者の特徴は? とても暴力を振るうに見えない人もいます。加害者の多くは男性であり暴力を振るう理由はさまざまですが、根底には、暴力容認、男尊女卑の考え方があると言われています。

Q 被害者に相談されたら… DV被害について相談されたら立場になつて、恐怖や不安を理解し、心ない言動によって被害者が更に傷つくことのないようにします。また、他人へは決して話してはいけません。専門の相談機関を紹介してあげてください。

Q どこに相談すればいいの? A 先ずは、パートナーシップさいたま(男女共同参画推進センター)「女性の悩み電話相談」にご相談ください。

職場や地域社会では人望があり、考え方があると言われています。

A 暴力を振るう加害者に特定のタイプはありません。年齢、学歴、職業、収入、社会的地位もさまざまです。

Q 加害者の特徴は?

ださい。専門の女性相談員が応じます。相談は無料で氏名などは聞きません。ひとりで悩まず気軽に相談してください。

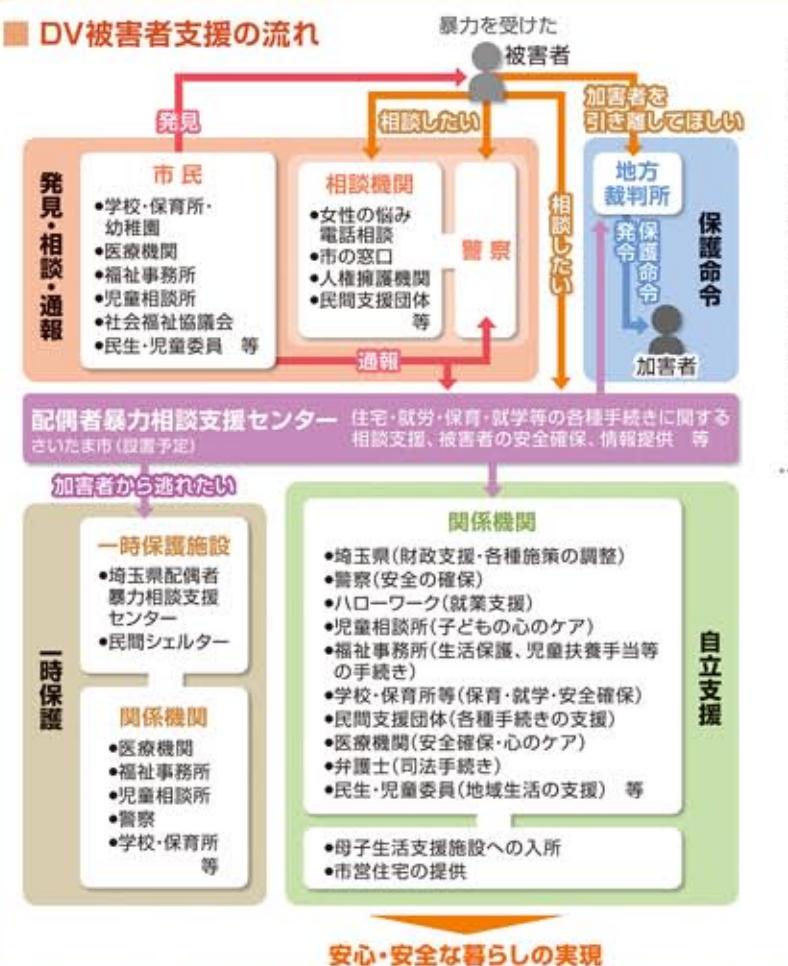
※今差し迫つて命の危険がある場合は警察に相談してください。

A さいたま市では、第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランにおいて、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援を重点事項に掲げ、DV防止及び被害者支援への取組を推進していますが、平成23年3月に平成19年のDV防止法(※1)改正を踏まえ「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、DVの防止と被害者の保護から自立に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

A 計画の目標は、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」とし、5つの基本目標と16の施策の方向を定め56事業に取り組んでいます。対象とする暴力は、DV防止法が対象とする暴力(男女を問わず、女性の悩み電話相談)にご相談ください。

Q DV防止基本計画の体系は? A DV防止基本計画の体系は、DVをなくすために、男女の人の権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことを目指します。

Q さいたま市の取組は?



IV 子どもへの支援

DVは複雑な問題であり、DVの特性を十分に理解した上で、被害者の立場に配慮した対応が必要不可欠です。DV被害者の支援にあたり、関係機関の理解と協力は

V 関係機関等との連携協力

DVは、被害者の生命・身体の安否に直結する問題です。被害者に対する危険が急迫している場合は、速やかに一時保護に引き継ぎ、警察等関係機関と緊密に連携し被

III 被害者の保護と自立支援の充実

DVは、被害者の安全の確保を図ります。さらに、配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、被害者の安全の確保から自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

I 教育・啓発の推進

DVを未然に防止するためにも若年層に対しては、人権を尊重し、男女共同参画の意識を高めていくための学校等における教育を推進します。

II 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者等に対して、DVの通報について周知します。

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

さいたま市DV防止基本計画

平成23年度～平成27年度